

概 要 版

# いきいき高齢者プランまいばら 第6期介護保険事業計画/ 高齢者福祉計画



平成27年3月  
米 原 市

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、更に10年後の平成37年には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要支援・要介護認定者（以下「要介護認定者」という。）、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

「いきいき高齢者プランまいばら 第6期介護保険事業計画/高齢者福祉計画」（以下「本計画」という。）では、前計画で定めた地域包括ケアシステムを新たな制度の下に、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、高齢者保健福祉施策および介護保険事業の基本的考え方や目指すべき取組などの見直しを行うものです。

1 地域包括ケアシステムの構築	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥地域包括支援センターの機能強化
2 介護サービスの効率化・重点化	①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
3 介護保険料の負担の抑制	①低所得者の第1号保険料の軽減強化等
4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し

計画の期間は、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3年間です。

本計画以後の計画は、2025年度（平成37年度）までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

将来人口の推計をみると、総人口は減少を続け、平成37年で36,253人となると推計されます。その中でも後期高齢者人口は増加を続け、平成37年には6,000人を超えると見込まれます。

高齢化率も年々上昇すると見込まれ、平成37年には3人に1人が高齢者になると推計されます。また、後期高齢者率も上昇を続け、平成37年には17.0%と、市民の6人に1人が後期高齢者になると見込まれます。



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年9月30日現在）  
※推計値は平成26年までの実績を基に計算

要介護認定者の推計をみると、今後も増加が続くと見込まれ、平成32年には2,500人を超えると推計されます。要介護度別でみると、要支援1の増加率が高く、平成27年から平成37年で1.5倍となると推計されます。



資料：介護事業報告月報（各年9月30日現在）  
※推計値は介護事業報告月報を基に計算

今後10年間に団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、全ての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域における支え合いや助け合いが求められます。

そこで、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で みんながつながり支え合い 自分らしくいきいきと 安心して暮らし続けられる希望のまちづくり」とし、地域包括ケアシステムの構築を進めながら、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者も支える立場として、地域の中で多様な主体による社会参加の機会を提供し、本市で暮らす全ての高齢者が、元気で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 基本理念

住み慣れた地域で みんながつながり支え合い  
自分らしくいきいきと  
安心して暮らし続けられる  
希望のまちづくり



次の5つの基本方針に基づいて計画を策定、推進していきます。

### 基本方針

- (1) 高齢者がいつまでも元気で長生きできる
- (2) みんながつながり地域で支え合うことができる
- (3) 多職種多機関が連携し、様々な方面から支援ができる
- (4) 認知症になっても地域で安心して生活ができる
- (5) その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる



「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供および地域における継続的な支援体制の整備を図るため設定しています。地域密着型サービスなどの整備は日常生活圏域ごとに行うこととしていますが、前回計画の期間中に日常生活圏域ごとの人口や交通事情、その他社会的状況の大きな変化は見られないため、引き続き日常生活圏域を旧町単位の4つの圏域として設定します。

**【第6期計画期間中の地域密着型施設の整備予定】**

**【伊吹圏域（1か所）】**

認知症対応型共同生活介護

（認知症グループホーム）

平成27年度 事業者選定

平成28年度 開設予定

**【米原近江圏域（1か所）】**

地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護

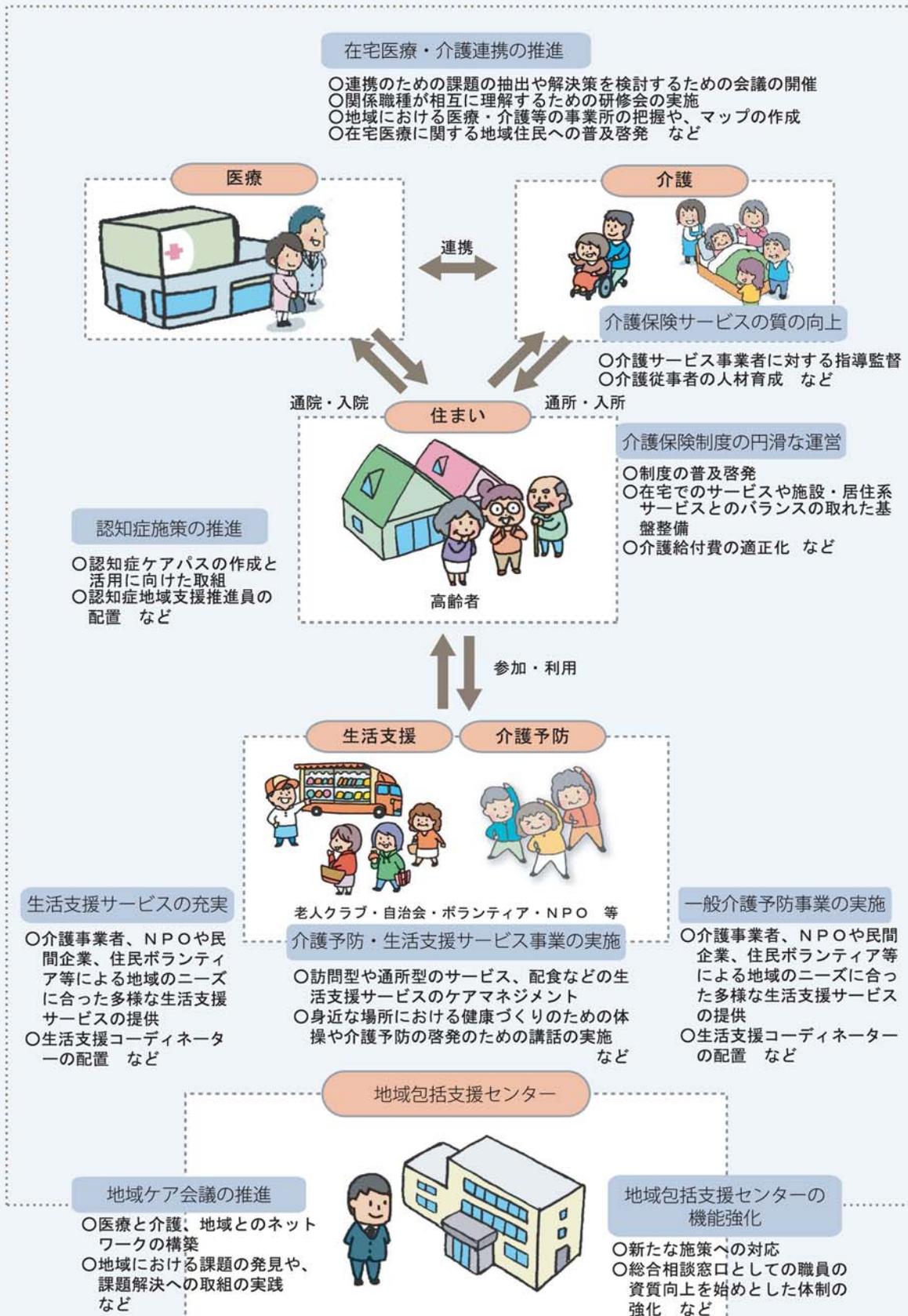
（地域密着型特別養護老人ホーム）

平成28年度 事業者選定

平成29年度 開設予定



## 日常生活圏域



第5期(平成24～26年度)では、所得段階を1～9段階としていましたが、第6期(平成27～29年度)においては、保険料の公平性の確保と、被保険者の負担能力に見合ったきめ細かな保険料の設定を行うため、所得段階を1～11段階とします。

また、給付費の50%の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

#### ■ 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	割合	月額保険料 (年額保険料)	旧段階	月額保険料 (年額保険料)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	平成27・28年度		第1段階	2,043円 (24,516円)
		基準額 ×0.45	2,660円 (31,920円)		
		平成29年度		第2段階	2,554円 (30,648円)
		基準額 ×0.30	1,770円 (21,240円)		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	平成27・28年度		第3段階	3,320円 (39,840円)
		基準額 ×0.75	4,430円 (53,160円)		
		平成29年度		第4段階	3,831円 (45,972円)
		基準額 ×0.50	2,950円 (35,400円)		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	平成27・28年度		第5段階	4,597円 (55,164円)
		基準額 ×0.75	4,430円 (53,160円)		
		平成29年度		第6段階	5,108円 (61,296円)
		基準額 ×0.70	4,130円 (49,560円)		
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	5,310円 (63,720円)	第7段階	6,385円 (76,620円)
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	5,900円 (70,800円)	第8段階	7,662円 (91,944円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	7,080円 (84,960円)	第9段階	8,939円 (107,268円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	7,670円 (92,040円)		
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	基準額 ×1.5	8,850円 (106,200円)		
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.6	9,440円 (113,280円)		
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.7	10,030円 (120,360円)		
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額 ×1.8	10,620円 (127,440円)		

※第1段階は平成27年度から、第2段階、第3段階は平成29年度から軽減措置を行う予定です。

### いきいき高齢者プランまいばら 第6期介護保険事業計画/高齢者福祉計画 概要版

平成27年3月発行

発行者/米原市

編集/健康福祉部高齢福祉介護課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

電話:0749-55-8103